

おかやま協働のまちづくり賞（表彰制度）審査要領

第1条（審査委員）

おかやま協働のまちづくり賞（以下「まちづくり賞」という。）は、岡山市協働推進委員会（以下「委員会」という。）において審査を行い、優れた取組として評価されたものを推薦する。

- 2 委員会委員（以下「委員」という。）のうち、取組団体の主たる構成メンバーであるなど、応募取組との特別の利害関係にある委員が行う採点結果は審査結果に反映しない。ただし、審査協議において、委員長が必要と認めた場合は意見を述べることができる。

第2条（審査の方法）

審査の対象となる書類は次のとおりとする。

- (1) 募集期限内に提出された次の書類
- ①おかやま協働のまちづくり賞応募用紙
 - ②〔様式1〕協働による社会課題解決の取組の内容
 - ③〔様式2〕取組実施団体概要書
 - ④取組内容の概要シート
 - ⑤取組内容の説明資料（任意提出）
- (2) 所定期限内に委員から提出された質問事項に関する団体回答
- (3) 所定期限内に行ったインターネット投票結果を集計したものです
- (4) その他委員長が認めたもの
- 2 審査の項目及び配点は次のとおりとする。
- (1) テーマとの整合性（10点満点）
 - (2) 成果の妥当性（20点満点）
 - (3) 協働力（30点満点）
 - (4) 公益性・公共性（10点満点）
 - (5) 地域への貢献度（10点満点）
 - (6) 繼続性（10点満点）
 - (7) 先駆性・独創性（10点満点）

第3条（推薦取組の決定）

各応募取組について、委員の第2条第2項の採点を合計し、採点者数で除して平均得点を算出し、得点の高かった5取組を推薦する。ただし、同点となった場合は、インターネット投票結果等を参考に委員の協議により推薦する取組を決定する。なお、平均得点が50点に満たない場合は、上位5取組となっても、原則推薦する取組としない。

- 2 前項の推薦する取組のほか、特別に表彰することが適当である取組について、推薦することができます。

第4条（委任）

その他必要なことは委員会で協議して決定する。

附 則

この要領は、平成30年1月1日から施行する。